

○国立大学法人香川大学におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針に定める研究を行う機関の長の権限又は事務の委任に関する規程

平成17年7月21日

改正 平成19年4月20日 平成25年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人香川大学におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究の円滑かつ機動的な実施のため、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年2月8日全部改正（平成13年3月29日）文部科学省、厚生労働省、経済産業省）（以下「指針」という。）第2の4の(2)の規定に基づき、研究を行う機関の長の権限又は事務の委任について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「部局」とは、医学部（附属病院を含む。）をいう。

(権限又は事務の委任)

第3条 研究を行う機関の長は、指針第2の4の(2)に規定する研究を行う機関の長の権限又は事務については、当該研究を実施する部局の長に委任する。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年7月21日より施行し、平成17年4月1日より適用する。

附 則（平成19年4月20日）

この規程は、平成19年4月20日から施行し、平成19年4月1日より適用する。

附 則（平成25年4月1日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。